

北海道教育委員会 公報

令和4年(2022年)
4月20日(水曜日)

第6278号

目次

教育委員会規則

- 北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則…………… 1
告示
- 博物館の登録について…………… 4
- 教育職員免許状の失効について…………… 4
- 公益信託榆刀会外科医学研究助成基金の終了について…………… 5

公布された教育委員会規則のあらまし

◆北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第12号)

1 趣旨

令和4年度の北海道立高等学校の生徒定員を減員するため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

(1) 北海道栗山高等学校ほか12校について、全日制の課程の第1学年の生徒定員を減員することとした(別表第1関係)。

名称	課程	学科	現行	改正後	減員数
北海道栗山高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道札幌丘珠高等学校	全日制の課程	普通科	320	280	40
北海道札幌南陵高等学校	全日制の課程	普通科	120	80	40
北海道札幌あすかぜ高等学校	全日制の課程	普通科	160	120	40
北海道北広島西高等学校	全日制の課程	普通科	240	200	40
北海道当別高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道美瑛高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道羽幌高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道天塩高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道美幌高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道湧別高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道大樹高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道広尾高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40

(2) 北海道札幌白陵高等学校ほか6校について、単位制による全日制の課程の生徒定員を減員することとした(別表第1関係)。

名称	課程	学科	現行	改正後	減員数
北海道札幌白陵高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	480	440	40
北海道岩内高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	280	240	40
北海道余市紅志高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	200	160	40
北海道伊達開来高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	440	400	40
北海道清水高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	360	320	40
北海道池田高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	240	200	40
北海道標茶高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	280	240	40

(3) 北海道札幌北高等学校の定時制の課程の第3学年について、学年進行に伴い、生徒定員を減員することとした(別表第1関係)。

名称	課程	学科	現行	改正後	減員数
北海道札幌北高等学校	定時制の課程	普通科	80	40	40

3 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした(附則関係)。

教育委員会規則

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和4年4月20日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

北海道教育委員会規則第12号

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立高等学校学則(昭和26年北海道教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1 北海道栗山高等学校の項中

普通科	80	40	80	/	200
-----	----	----	----	---	-----

を

普通科	40	40	80	/	160
-----	----	----	----	---	-----

に改め、

同表北海道札幌北高等学校の部定時制の課程の款普通教育を主とする学科の項中

普通科	40	40	80	80	240
-----	----	----	----	----	-----

を

普通科	40	40	40	80	200
-----	----	----	----	----	-----

に改め、

同表北海道札幌丘珠高等学校の項中

普通科	320	280	280	/	880
-----	-----	-----	-----	---	-----

を

普通科	280	280	280	/	840
-----	-----	-----	-----	---	-----

に改め、

同表北海道札幌南陵高等学校の項中

普通科	120	120	160	/	400
-----	-----	-----	-----	---	-----

を

普通科	80	120	160	/	360
-----	----	-----	-----	---	-----

に改め、

同表北海道札幌あすかぜ高等学校の項中

普通科	160	160	240	/	560
-----	-----	-----	-----	---	-----

を

普通科	120	160	240	/	520
-----	-----	-----	-----	---	-----

に改め、

同表北海道札幌白陵高等学校の項中

普通科				480	/	480
-----	--	--	--	-----	---	-----

を

普通科				440	/	440
-----	--	--	--	-----	---	-----

に改め、

同表北海道北広島西高等学校の項中

普通科	240	240	280	/	760
-----	-----	-----	-----	---	-----

を

普通科	200	240	280	/	720
-----	-----	-----	-----	---	-----

に改め、

同表北海道当別高等学校の部全日制の課程の款普通教育を主とする学科の項中

普通科	80	80	80	/	240
-----	----	----	----	---	-----

を

普通科	40	80	80	/	200
-----	----	----	----	---	-----

に改め、

同表北海道岩内高等学校の部単位制による全日制の課程の款普通教育を主とする学科の項中

普通科	280		280
-----	-----	--	-----

を

普通科	240		240
-----	-----	--	-----

に改め、

同表北海道余市紅志高等学校の項中

総合学科	200		200
------	-----	--	-----

を

総合学科	160		160
------	-----	--	-----

に改め、

同表北海道伊達開来高等学校の部単位制による全日制の課程の款普通教育を主とする学科の

項中

普通科	440		440
-----	-----	--	-----

を

普通科	400		400
-----	-----	--	-----

に改め、

同表北海道美瑛高等学校の項中

普通科	80	40	40		160
-----	----	----	----	--	-----

を

普通科	40	40	40		120
-----	----	----	----	--	-----

に改め、

同表北海道羽幌高等学校の項中

普通科	80	80	80		240
-----	----	----	----	--	-----

を

普通科	40	80	80		200
-----	----	----	----	--	-----

に改め、

同表北海道天塩高等学校の項中

普通科	80	40	80		200
-----	----	----	----	--	-----

を

普通科	40	40	80		160
-----	----	----	----	--	-----

に改め、

同表北海道美幌高等学校の部全日制の課程の款普通教育を主とする学科の項中

普通科	80	40	80		200
-----	----	----	----	--	-----

を

普通科	40	40	80		160
-----	----	----	----	--	-----

に改め、

同表北海道湧別高等学校の項中

普通科	80	40	80		200
-----	----	----	----	--	-----

を

普通科	40	40	80		160
-----	----	----	----	--	-----

に改め、

同表北海道清水高等学校の項中

総合学科	360		360
------	-----	--	-----

を

「	総合学科	320				320	に改め、
同表北海道大樹高等学校の項中	普通科	80	40	40		160	を
「	普通科	40	40	40		120	に改め、
同表北海道広尾高等学校の項中	普通科	80	40	80		200	を
「	普通科	40	40	80		160	に改め、
同表北海道池田高等学校の項中	総合学科	240				240	を
「	総合学科	200				200	に改め、
同表北海道標茶高等学校の項中	総合学科	280				280	を
「	総合学科	240				240	に改める。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道教育委員会告示第21号

博物館法(昭和26年法律第285号)第10条の規定に基づき、次の施設を博物館登録原簿に登録した。

令和4年4月20日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

- 1 設置者
浦幌町
- 2 名称
浦幌町立博物館
- 3 所在地
北海道十勝郡浦幌町字桜町16番地1
- 4 登録年月日
令和4年3月31日
- 5 登録記号番号
北博登第57号

北海道教育委員会告示第22号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項の規定により、失効した。

令和4年4月20日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

氏名	加藤 流生	本籍地	北海道
----	-------	-----	-----

免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
小学校教諭1種免許状	平29小一種第129号	平成30年3月20日	沖縄県教育委員会
中学校教諭1種免許状 (国語)	平29中一種第194号		
高等学校教諭1種免許状 (国語)	平29高一種第295号		
失効年月日	令和4年3月30日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第32条第8号オ)該当		

北海道教育委員会告示第23号

次の公益信託の終了の報告は、旧信託法(大正11年4月21日法律第62号)第67条の規定に基づき、受理した。

令和4年4月20日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

- 1 公益信託の名称
公益信託榆刀会外科医学研究助成基金
- 2 終了の理由
旧信託法第56条(信託行為ヲ以テ定メタル事由発生シタルトキ)該当
- 3 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
三井住友信託銀行株式会社 東京都港区芝3丁目33番1号
- 4 終了年月日
令和4年2月21日

